

第1章 総則に関する資料

第1節 急傾斜地崩壊危険区域指定事務取扱要領

第1 目的

本要領は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号。以下「法」という。)第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、急傾斜地の崩壊による災害から県民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と県土の保全とに資することを目的とする。

第2 指定の効果

急傾斜地崩壊危険区域の指定が行われると、法の適用を受け、行為の制限(法第7条)、防災措置の勧告(法第9条)、改善命令(法第10条)および崩壊防止工事の施工(法第12条)、勧告を受けた者への資金貸付け(法第24条)等の措置が講じられることとなる。

第3 指定区域の要件

急傾斜地崩壊危険区域の指定は、すべての急傾斜地に適用するものではなく、その要件は次のとおりである。

- 1 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他のものに危害が生じるおそれのあるもの。
- 2 急傾斜地に隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を助長し、または、誘発するおそれのあるもの。

第4 指定の基準

この要領において急傾斜地とは、傾斜度が30度以上の土地であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 1 急傾斜地の高さが5メートル以上のもの。
- 2 急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、または5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館など(災害時要援護者関連施設を含む。)に危害が生じるおそれのあるもの。

なお、指定にあたっては、危険度の高いもの、急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家戸数の多いものなどについて検討のうえ、緊急度の高いものから順次指定するものとする。

第5 指定の範囲

- 1 一連の急傾斜地(おおむね、一様な地形で構成されている斜面の連続した区間)とする。ただし、河川、谷、道路などで区切られる場合は別の区域とすることができる。
- 2 高さは、崩壊の発生が予想される高さとし、変化点(勾配、水路、道路等および付近で発生した崩壊の痕跡など)のある部分までとする。
これにより難しい場合(例えば長大斜面)は、過去の災害発生事例から判断して、原則として50メートルまでとする。
- 3 下端誘発助長区域(法尻からの距離)は、おおむね崖高、上部誘発助長区域は法尻から30度の線を引いた範囲の距離とする。(崖高に満たない場合は崖高とする。)

第6 被害想定区域の範囲

急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある区域は、当該地区の地形、地質、災害実例などを勘案して決める。

被害区域は、次の各号の全てを満たす部分とする。

1 急傾斜地（がけ）

2 下端被害区域

急傾斜地の下端（がけ尻）から水平に急傾斜地直高の2倍で、50mを超えない距離と急傾斜地左右端の垂線から外側に各々30度に引いた線の範囲の区域とする。

3 上端被害区域

上部誘発助長区域と同じ区域とする。

第7 指定申請および添付書類

1 地域振興局長または大津土木事務所長（以下「地域振興局長等」という。）の副申

市町村長からの申請を受け、現地調査などを行い審査の上、指定の必要性を判断して副申する。（様式1号）

なお、指定について他官署との協議書の写しを添付する。

2 指定調書（様式2号）

このリストに基づき、各項目をチェックして、副申に添付する。

3 市町村長の指定申請書（様式3号）

法第3条に基づく、市町村長の意見聴取にかわるものである。

4 指定理由書（様式4号）

5 土地調書（様式5-1、5-2号）

6 被害区域の現況調書（様式6号）

7 土地所有者の指定同意書（様式7号）

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、禁止行為や制限行為の規制を受けることとなるので、あらかじめ指定地内の土地所有者から同意を得ようとするものである。

後日防止工事により擁壁等施設敷となる予定の土地については、指定の同意と同時に借地同意を得るものとする。

また、用地を寄付などにより取得した場合には、丈量が確定したときに、滋賀県財務規則（昭和51年11月13日付け滋賀県規則第56号）に則り、正式の手続をとる。なお、市町村工事の場合の施設敷は市町村財産として管理する。

8 指定予定土地の登記簿謄本

9 位置図（1/25,000～1/50,000）

市町村管内図とし、箇所を明示する。（綴じ込みとする。）

10 平面図（1/500～1/1,000）

(1) 指定区域を水色、被害区域を茶色で着色する。

(2) 標柱番号を時計回りに打つ。

(3) 被害区域内に係る保全人家、公共建物を橙色に着色し、保全人家に番号を打つ。

(4) 既設施設は黒色で、他事業施設（治山など）は紫色で、着色する。

(5) 被害区域内に係る公共施設（表2）を明示する。

(6) 指定区域内の土地の地番およびその境界について記入する。

11 字限図（公図）

指定は地番で表示するので、土地調書（様式5-1、5-2号）の地番と照合し、正確を期す。また、平面図にあわせて形状をととのえる。

* 9～11（位置図、平面図および字限図）中、既に指定された急傾斜地、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区および宅地造成工事規制区域の対象地域が近接する場合には、各々の区域を明示し、指定年月日および告示番号を記入する。

12 写真

被災写真または危険ながけとわかるもの。

13 標準断面図(1/50～1/200)

指定区域および被害区域の延長ならびに指定区域の高さを明示する。

14 求積図

座標求積または復元可能な三斜求積を添付する。

第8 他官署への協議

1 原則として、保安林、保安施設地区、保安林予定森林および保安施設予定地ならびに地すべり防止区域については指定しないものとするが、必要やむを得ない場合には表1の左欄に掲げる区域につきあらかじめ同表右欄の者に協議するものとする。

2 協議の方法について

法第3条の規定により表1左欄の行政区域と重複して急傾斜地崩壊危険区域に指定する場合においては、次に掲げる事項を記載した書面および添付図面をもって協議を行うものとする。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域として指定する理由(書面)
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域として指定しようとする区域(以下「予定区域」という。)の所在地および面積ならびに予定区域にある急傾斜地の所在地、高さ、幅、土質および面積(図面)
- (3) 関係人家の数および分布状況、予定区域内の建物および各種施設の種類、数および分布状況ならびに農地の分布状況(図面)
- (4) 予定区域内にある保安林、保安施設地区、保安林予定地、保安施設地予定地、保安林予定計画地その他の森林でこれらに準ずるもの、地すべり防止区域ならびに国有林野および公有林野等官行造林地所在の状況(図面)
- (5) 予定地域に法第4条の規定に基づく現地調査が行われる場合には、その調査結果の概要(書面)
- (6) 急傾斜地崩壊防止工事の計画がある場合には当該計画の内容、施工主体および施工時期(書面)

第9 図面などの提供

地域振興局長等は、市町村長から申請に必要な図面などの提供を求められたときは、当該図面などを作成し、市町村長に提供するものとする。

第10 指定後の事務処理

1 急傾斜地の指定後に、当該区域の存する市町村へ様式8号により通知する。

2 標柱および標識を速やかに設置する。

3 急傾斜地崩壊危険区域台帳の整備(台帳整備通達(昭和54年6月4日付け建河傾発第22号建設省河川局砂防部傾斜地保全課長通達)に基づく。)

所管の地域振興局長などは、指定された後速やかに台帳を2部作成し、砂防課に1部添付のうえ報告するものとする。

付則

この要領は、平成7年5月12日から施行する。

付則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

表 1

<p>国有林野の管理経営に関する法律第 2 条に規定する国有林野および公有林野等官行造林地</p>	<p>所管森林管理署</p>
<p>森林法第25条の規定により指定された保安林(以下「保安林」という。)、同法第41条の規定により指定された保安施設地区(以下「保安施設地区」という。)、同法第29条の規定による保安林予定森林、同法第44条において準用する同法第29条の規定による保安施設予定地、保安林整備臨時措置法第 2 条に規定する保安林整備計画による保安林指定計画地その他の森林でこれらに準ずるもの。</p>	<p>民有林については森林保全課(地域振興局森林整備課(湖南地域振興局環境森林整備課を含む。))または大津林業事務所(以下森林整備課などという))</p>
<p>地すべり等防止法第 3 条または第 4 条の規定により指定された地すべり防止区域またはぼた山崩壊防止区域</p>	<p>農村整備課または森林保全課(地域振興局田園整備課または森林整備課など)</p>
<p>農用地または農業用施設が存在する区域</p>	<p>農政課(地域振興局田園整備課)</p>

- 1 農用地については、地目で判断すること。
- 2 実務上は、以上の区域に重複しない場合でも、一応、林業、耕地などの関係部局への支障の有無について照会して回答を得ておき、その写しを添付するか、または上申の際に関係部局へ合議するよう措置されている。

表 2

項目	内容	具体的施設
河川	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条第 1 項の河川および第 3 号の砂防設備	1, 2 級河川 準用河川 普通河川 (いずれも直高 1 m 未満の小堤を除く。) 上記河川には、いずれも維持管理に必要な堤防・護岸・水制・床止め・その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸を含む。 砂防法が適用もしくは準用される。 ・砂防設備 ・治水上砂防のための施設されたもの。 ・または砂防法第 3 条の 2 の規定による天然の河岸
道路	道路法第 3 条第 1 項の高速自動車国道、第 2 号の一般国道、第 3 号の都道府県道ならびに第 4 号の市町村道および迂回路のないもの。	高速自動車国道、一般国道 都道府県道 幹川(1, 2 級)市町村道 迂回路のない上記以外の市町村道
鉄道	鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する鉄道および軌道法第 1 条第 1 項に規定する軌道。	鉄道施設のうち ・鉄道線路 ・停車場 ・車庫および車輛検査修繕施設 ・運転安全設備 ・変電所などの設備 ・電路設備 一般交通の用に供する軌道
水道施設	水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設。ただし、配水施設のうち同法第 5 条第 1 項第 6 号に規定する配水管を除く。	水道のための ・取水施設 ・貯水施設 ・導水施設 ・浄水施設 ・送水施設 ・配水施設(配水管は除く。) (専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。)であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者または専用水道の設置者の管理に属するもの。

様式1号

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

地域振興局長
大津土木事務所長

急傾斜地崩壊危険区域の指定について（副申）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定による指定をする必要があると認められますので、別添のとおり進達します。

市町村 地区 急傾斜地崩壊危険区域指定調書

平成 年 月 日

1. 申請書類の点検

指定理由 調書	土地調書	被害区域調書	位置図
	字限図	工事用平面図	断面図
写真	林業・耕地の合意文書	市町村長の急傾斜地指定申請書（意見書）	
住民の指定同意・施設用地の借地同意・工事への協力同意			

2. 内容審査

事 項	根 拠 法 令 など	適 否	備 考
(1) 区域は指定基準に合致しているか	法 § 3、河川局長通達（昭和 44・8・25 付け建設省河砂発第 54 号） 県補助金要綱	適・否	危険度点数 A・B・C 点
(2) 区域のとり方は適正か	同 上	適・否	現況と平面図・ 断面図との照合
(3) 対策工事採択基準に合致しているか	法 § 12、事務次官通達（昭和 42・9・29 付け急傾斜地崩壊対策事業 実施要項）・県補助金交付要綱	適・否	被害区域調書と平面図 事業設計書との照合
(4) 対策工事箇所は、砂防、地すべり 保安林関係、鉄道、軌道と重複 しているか	法 § 12、建設省水政室長、砂防課長 通達（昭和 44・8・25 付け建設省 河政発第 71 号）建設省河砂発第 61 号）	適・否	関係台帳 図面との照合
(5) 上記に重複している場合は、既存 該当区域の指定解除はすませたか	同 上	適・否	”
(6) 指定区域内には告示地番が全て 含まれているか	法 § 3、 則 § 1	適・否	平面図と字限図、土地 調書との照合
(7) 告示地番所有者全員の同意はあるか	法 § 3、関連	適・否	登記簿と地図の照合
(8) 急傾斜崩壊危険区域内に国有地があ るか	法 § 25、関連	有・無	登記簿と地図の照合
(9) 住民に対するPR(制限行為・ 情報収集・日常管理etc) は行ったか	法 § 3、法 § 7、令 § 2 則 § 4 課長通達	適・否	
(10) 標識設置予定	法 § 6 則 § 3		年 月頃設置予定
(11) 勧告等の有無	法 § 9、法 § 24	有・無	
(12) 市町村防災計画の整備			平 年 月 頃整備予定

3. 総合意見

--

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

市 町 村 長

急傾斜地崩壊危険区域の指定について（申請）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定による指定をする必要があると認められますので、指定申請をします。

記

1 (市町村) 地区急傾斜地崩壊危険区域

指 定 理 由 書

番 号		区 域 名	地区 ()
位 置	市 郡 町 村		
地 形	(1) 勾配 (2) 長さ (3) 高さ	(4) 急傾斜面の面積 (法面) h a (5) 急傾斜地の面積 (全体面積) h a	
指定の理由			
対策工事	(1) 種 別 (2) 工事内容 (3) 工 期		
行為制限の内容			

備考

- 1 . 指定を要する土地毎に作成する。
- 2 . 新規、追加指定の別を明確にする。
- 3 . 区域名には、その地域の代表的、一般的な名称をつける。(ふりがなを付す)
- 4 . 勾配は、斜面の平均的な値とし、測点とあわせる。
- 5 . 長さは、一連のがけ尻の延長とする。
- 6 . 高さは、区域内の平均的な高さとする。
- 7 . 面積の単位は、h a とし小数点第 2 位まで記入する。(3 位を 4 捨 5 入)

様式5 - 1号

土地調書（区域の表示）

区域名	郡市名	町村名	大字名	字名	地番	標柱番号

様式5 - 2号

土地調書（面積の表示）

河川名	河川敷	山林		道路など	その他		合計
		国有林	公有民林		国有地	公有民地	

備考

- 1 指定又はその解除を要する土地毎に作成し、当該土地が2つ以上あるときはその総括表を添付すること。
- 2 「道路など」の欄には、道路のほか、運河用地、用排水路及び溜池について記載すること。
- 2 面積記載上 0.01ヘクタール未満は四捨五入すること。

様式6号

被害区域の現況調査

区域名	公共的建物		公共的施設		人家		移転適地の有無	備考
	種類	数	種類	数等	種類	数		

様式7号

同 意 書

市 町 村 地区の (急傾斜地崩壊危険区域の指定
防止工事への協力
施設敷地の無償借地) については

何等異議なく同意します。

平成 年 月 日

滋賀県知事 様

指定予定地		現 住 所	氏 名	印
大字 ・ 字	地 番			

番 号
年 月 日

市町村長 様

滋賀県土木交通部砂防課長

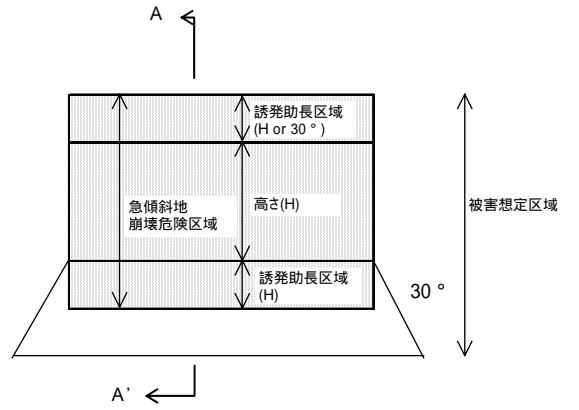
急傾斜地崩壊危険区域の指定について（通知）

先に申請のあったこのことについて、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年第57号）第3条第1項の規定に基づき、別添のとおり指定されましたので通知します。

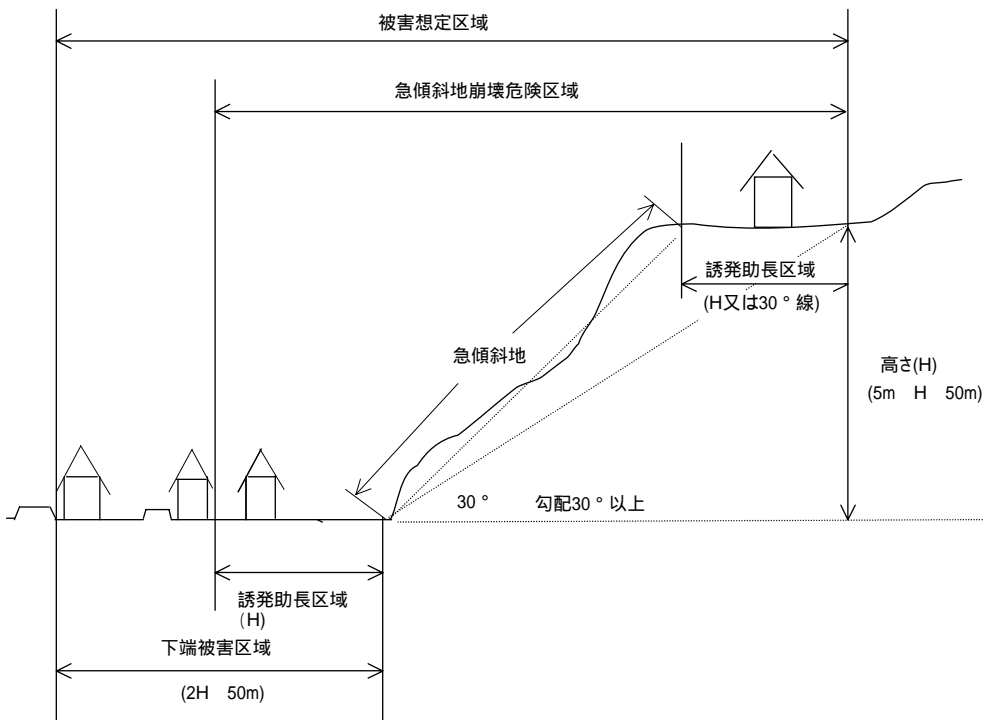
なお、貴（市町村）地域防災計画書への登載についてご配慮をお願いします。

記

- | | |
|---------|-----------|
| 1 告示年月日 | 年 月 日 |
| 2 告示番号 | 年滋賀県告示第 号 |
| 3 指定区域 | |



A - A'断面



第2節 滋賀県市町村急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)第2条第1項に規定する急傾斜地(以下「急傾斜地」という。)の崩壊を防止し、もって民生の安定と県土の保全に資するため市町が実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象、補助率)

第2条 補助の対象となる事業は、急傾斜地の崩壊を防止する設備の新設、改良または補修工事であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 急傾斜のがけの高さが5mをこえること。
ただし、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区にかかるものならびに人工がけはのぞく。
 - (2) 急傾斜地の崩壊により、家屋5戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり緊急を要すること。
 - (3) 生業依存度がきわめて高く、他に移転することが不可能であること、または、300m以内に移転適地が無いこと。
 - (4) 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する経費を負担することが著しく困難であること。
 - (5) 前各号のほか、知事が特に必要と認めたものであること。
2. 知事は、補助対象事業費の9/10以内の額を補助するものとする。

(補助金の交付の内定通知)

第3条 補助対象となる事業の実施箇所は知事が定めるものとし、補助事業者に対し、補助金交付の内定の通知をするものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとするものは、滋賀県市町村急傾斜地崩壊対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類
- (3) 実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(決定の通知)

第5条 規則第6条に規定する補助金の交付の決定通知は、滋賀県市町村急傾斜地崩壊対策事業補助金交付決定通知(様式第3号)により行うものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 規則第7条に規定する申請の取り下げをするときは、取下げ理由を付した文書により速やかに知事に提出しなければならない。

2. 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものと見なす。

(補助事業内容の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第4号）、変更実施設計書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

ただし、別表第1に定める軽微な変更はこの限りではない。

（内容の変更承認通知）

第8条 前条に規定する事業計画の変更承認の通知は、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業変更承認通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助金の変更交付の申請）

第9条 補助金の変更交付の申請をしようとするものは、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に第4条に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（変更交付決定の通知）

第10条 前条に規定する補助金の変更交付決定の通知は、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（着手報告、状況報告および調査）

第11条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、ただちに、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業着手報告書（様式第7号の2）を知事に提出しなければならない。

2. 前項に定めるほか、知事は必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況報告を求め、または調査することができる。

（実績報告）

第12条 規則第12条の規定により補助事業者は、補助事業が完了したときは、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業実績報告書（様式第8号）および同様式に記載の関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

ただし、報告書の提出期限は、工事完了後1月以内（完了の日が3月11日から3月31日までの期間内であるときは、4月10日まで）とする。

（補助金の額の確定）

第13条 規則第13条の規定により知事は、第12条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金の確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 規則第13条による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付請求書（様式第10号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（概算払）

第14条の2 知事が必要と認めた場合は、補助事業者は、1会計年度につき1回に限り、補助事業の出来形の10分の9以内の額について概算払を請求することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を請求しようとするときは、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金概算払請求書（様式第11号）に、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業実績報告書（様式第8号）および同様式に記載の関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前2項の規定による概算払の請求を受けたときは、提出された報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(書類の経由)

第15条 規則およびこの要綱の規定により、知事に提出する書類は2部作成し、所轄の土木事務所（長浜市内の旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町においては長浜土木事務所木之本支所）を経由しなければならない。ただし様式第7号の2、第10号および第11号についてはこの限りでない。

(書類の備付)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支に事実を明らかにする証拠書類を整備し、当該会計年度終了後10年間保存しなければならない。

(各種決定の取り消し)

第17条 知事は、補助事業者が本要綱の各条項に違反した、もしくは各条項を遵守していないと認めた場合は、本要綱に基づき行った各種の決定を取り消すことができる。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行し、昭和62年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行し、平成18年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分補助金から適用する。

別表第1

経費の配分の軽微な変更	事業の内容の軽微な変更
1. 本工事費、測量および試験費、用地および補償費の相互間における流用で流用先の経費の2割以内の変更となるもの	<p>次の各号に定めるもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの</p> <p>1. 工事の施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの</p> <p>2. 構造および工法の変更のうち工事の重要な部分に関するものならびに規模の変更で滋賀県補助金等交付規則第4条の補助金交付決定となった設計（変更設計を含む）に基づく工事の程度を著しく変更するもの</p>

(様式第1号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

滋賀県知事 様

(補助事業者)

年度において 地区急傾斜地崩壊対策事業について、滋賀県市
町急傾斜地崩壊対策事業補助金 円を交付されるよう滋賀県補助金等交付規則
第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

(関係書類)

1. 事業計画書 (様式第2号)
2. 補助事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類
3. 実施設計書

(様式第2号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業計画書

1. 工事施工箇所および周辺の状況

箇所名	施工位置	周辺の状況

2. 設備の設計内容

別添実施設計書のとおり

3. 着工予定年月日等

箇所名	着工予定 年月日	完了予定 年月日	直営または 請負の別	新設、改良 補修の別	備考

4. 補助事業費総括表

箇所名	事業費	工事費	左の内訳			備考
			本工事費	測量および試験費	用地および補償費	

5. 事業費財源内訳（歳入歳出予算書－当該事業に関する歳入歳出予算書の抄本－を添付すること）

箇所名	事業費	財源内訳			摘要

(様式第3号)

第 号
年(年) 月 日

(補助事業者)

様

滋賀県知事

年度滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度滋賀
県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金について、滋賀県補助金等交付規則（昭和4
8年滋賀県規則第9号）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付すること
に決定したので同規則第6条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付け
第 号で申請のあったもので、その内容は申請書記載のとおりです。
2. 補助事業に要する経費および補助金の額は次のとおりとします。
補助事業に要する経費 金 円
補助金の額 金 円
(※箇所別配分は別表のとおりとします。)
3. 補助事業者は、補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和3
0年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、滋賀県補助
金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）および滋賀県市町急傾斜地崩壊
対策事業補助金交付要綱（昭和62年4月1日）に定めるところに基づき事業
を行うこととします。

(第3号・別表)

箇 所 別 配 分 表

(単位：千円)

地 区 名	補助事業に 要する経費	補助金の額	条 件

(様式第4号)

第 号
年 月 日

滋賀県知事 様

(補助事業者)

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった
年度滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業にかかる事業計画を下記のとおり変更した
のいで、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱第7条の規定により申
請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更の理由

(注) 変更する箇所別に記載すること。

(様式第5号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業計画変更承認通知書

第 号
年(年) 月 日

(補助事業者)

様

滋賀県知事

年 月 日付け 第 号で事業計画変更承認申請のあった
年度滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業については、次のとおり承認します。

記

地区名	変更の内容

(様式第 6 号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金変更交付申請書

第 号
年 月 日

滋賀県知事 様

(補助事業者)

年 月 日付け滋砂第 号で補助金交付決定のあった、
年度滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業については、下記のとおり変更したいので、
滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類
を添えて申請します。

記

1. 補助金交付決定額 円
2. 補助金変更交付申請額 円
3. 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 変更補助事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類
 - (3) 変更実施設計書

(様式第7号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年(年) 月 日

(補助事業者)

様

滋賀県知事

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった
年度滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金については、年 月 日
付け滋砂第 号で補助金の交付決定通知をした内容を次のとおり変更します。

記

地区名	変更交付決定額		既交付決定額		備考
	事業費	補助金額	事業費	補助金額	

(様式第7号の2)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業着手報告書

第 号
年 月 日

滋賀県知事

様

補助事業者

印

年 月 日付け滋砂第 号で交付決定のあった滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業について、下記のとおり着手したので、滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

記

単位：千円

地区名				
(補助金額) 事業費				
設計額				
(補助金額) 契約費				
工期				
契約の相手方				
契約の結果生じた 補助金額の剰余金				
上記剰余金の 処理方法				

(様式第 8 号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業実績報告書

第 号
年 月 日

滋賀県知事 様

(補助事業者)

年 月 日付け滋砂第 号で滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金の交付決定通知のあった滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業について、滋賀県補助金交付規則第 12 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

1. 歳入歳出決算書（見込）の抄本
2. 工事竣工検査調書の写
3. 請負契約書の写
4. 精算設計書
5. 工事完成写真（着工前・後）

(様式第9号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金の額の確定通知書

第 号
年(年) 月 日

(補助事業者)

様

滋賀県知事

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業の補助金を滋賀県補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり確定します。

なお、補助金の交付の請求にあたっては、滋賀県補助金等交付規則第15条の規定による請求書に確定通知の写しを添付してください。

記

箇所名	補助事業に要した経費	確定補助金額	備考

(様式第10号)

滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付け滋砂第 号で額の確定の通知があった滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業補助金を上記のとおり交付されるよう滋賀県補助金等交付規則第15条の規定により請求します。

年 月 日

滋賀県知事 様

(補助事業者)

第3節 土砂災害防止に関する基礎調査の調査対象

「土砂災害防止に関する基礎調査指針(案)(急傾斜地の崩壊編) 滋賀県」より抜粋

はじめに

土砂災害は、毎年のように全国各地で発生し、尊い命と財産が失われています。建設省(現国土交通省)の調査によると、がけ崩れ、土石流、地すべりによる土砂災害危険箇所は、全国で18万箇所以上存在することが明らかになっています。これまでも砂防堰堤などの対策施設の整備が鋭意進められていますが、新たな宅地開発に伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けているのが現状です。本県においても、1,951箇所の土砂災害危険箇所が確認されていますが、今後も増加することが予想されます。

平成11年6月29日に、広島市や呉市を中心にがけ崩れや土石流が多発し、死者24名、全半壊家屋138戸と甚大な被害が生じました。この災害では、山すそに展開した新興住宅地で著しい被害が発生したため、新規住宅立地抑制策の必要性が浮き彫りとなりました。

この災害を契機として、対策施設整備による「ハード対策」と併せて、土砂災害の発生が予想される区域を明らかにし、住民の生命を守るための警戒避難体制の整備や、建築物の構造規制、開発行為の制限等の「ソフト対策」を展開していくことの必要性が強く認識され、「土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)が制定されたところです。

この法律は、土砂災害が発生するおそれのある区域(警戒区域)を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも著しい土砂災害が発生するおそれのある区域(特別警戒区域)において、一定の開発行為の制限、建築物の構造の規制を図ることを目的としています。

このような状況のもと、県下の現況および今後予想される状況をふまえたうえで、「土砂災害防止法」の円滑な施行を図るため、基礎調査に関する具体的な調査方針、設定方法について「滋賀県基礎調査指針(案)」としてとりまとめました。

滋賀県土木交通部

章 調査対象

1節 調査目的

基礎調査は、急傾斜地の崩壊のおそれがある土地（原因地）に関する地形、地質、過去の災害実績を調査するとともに、土砂の予想到達範囲、土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況などの調査を行い、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、警戒区域内における警戒避難体制の整備、特別警戒区における土石などの移動により建築物に作用する力の算定など、「土砂災害防止法」を施行する上で必要となる調査を行うことを目的とする。

解 説

平成13年4月1日に施行された「土砂災害防止法」では、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りによる土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国土交通大臣が定めた基本指針に基づいて、おおむね5年ごとに基礎調査を実施する。

ここに示す「土砂災害防止に関する基礎調査指針（案）急傾斜地の崩壊編」は、基礎調査を計画的かつ的確に実施することを目的とし、標準的な基礎調査の実施内容などについて、調査対象（章）、調査方法（章）、調査内容（章）に分けて記載する。

2節 調査対象

調査対象は、急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地（以下「危害のおそれのある土地」という）、危害のおそれのある土地のうち、建築物に損壊が生じ住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地（以下「著しい危害のおそれのある土地」という）とする。

解説

基礎調査は、下図に示す「危害のおそれのある土地」及び「著しい危害のおそれのある土地」（以下「危害のおそれのある土地など」という）を調査対象とする。

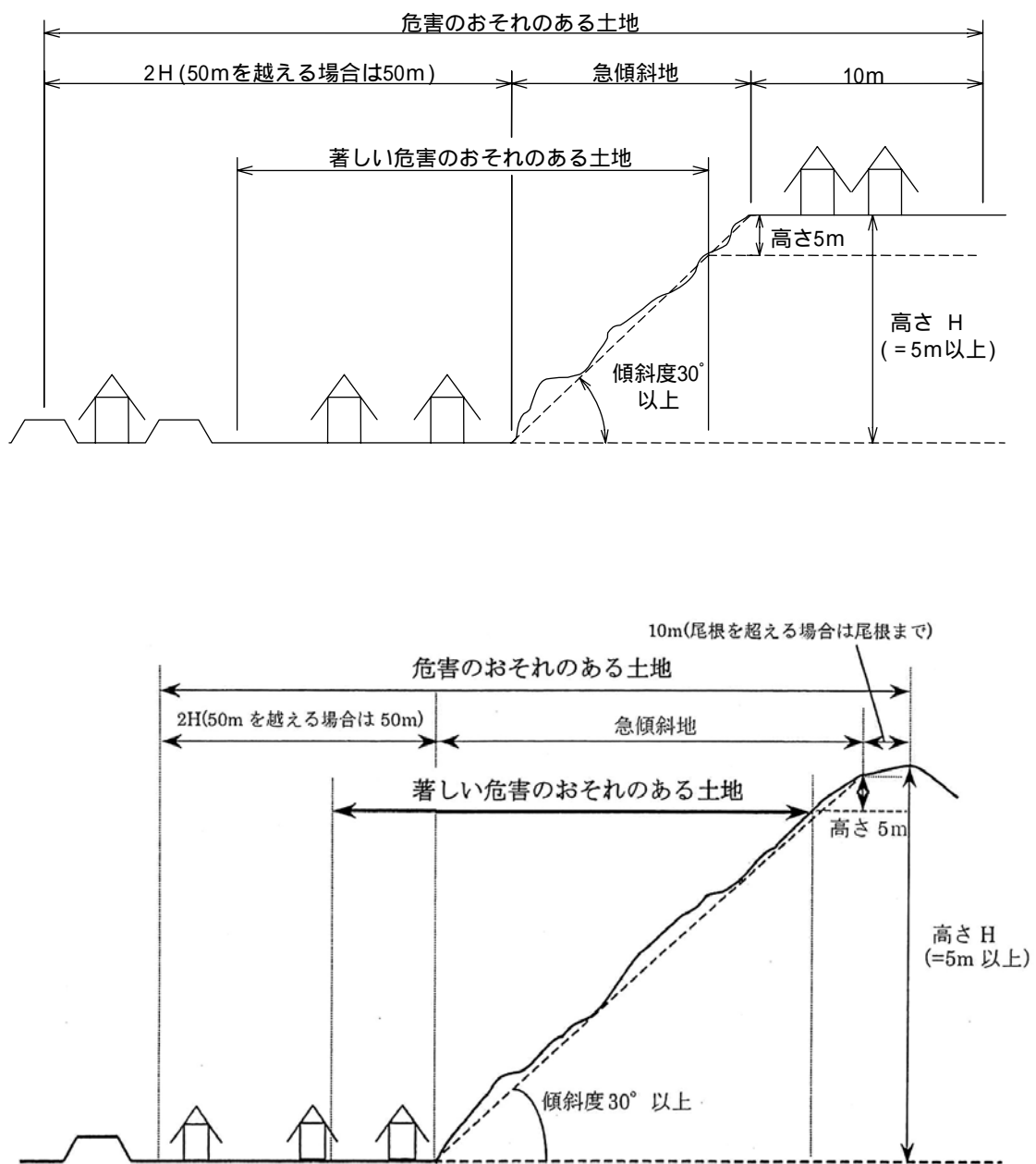


図 .2-1a 基礎調査の対象範囲

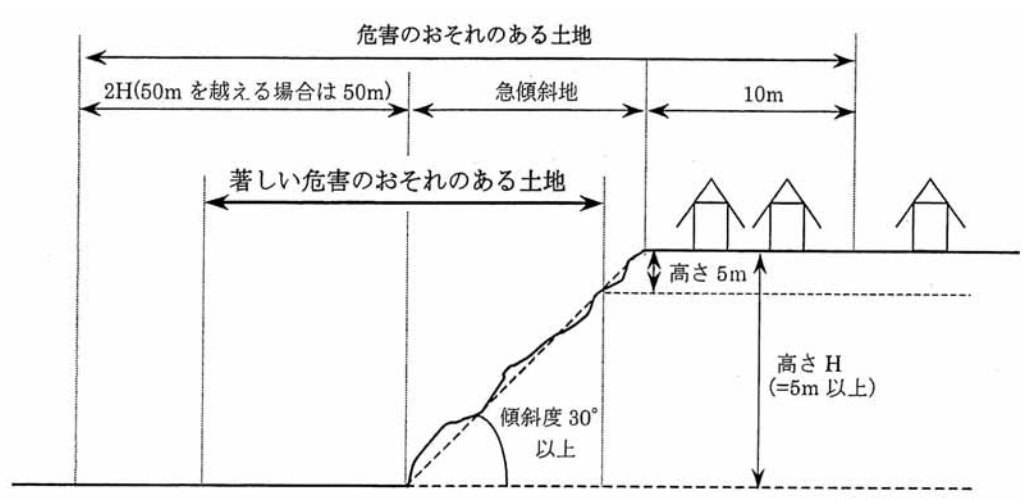


図 .2-1b 基礎調査の対象範囲

基礎調査では、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流などについては予知・予測が困難であることから、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊などが発生するおそれがある土地を調査対象とする。

章 調査方法

1 節 基礎調査の手順

基礎調査は、次に示す手順により行う。

資料収集

調査対象箇所の抽出

区域設定のための調査

危害のおそれのある土地などの設定

危害のおそれのある土地などの調査

解 説

基礎調査における調査項目は、以下の5項目に大別される。調査は基礎調査実施フローに沿って実施する。(図 .1-1 参照)

資料収集

基礎調査を実施するにあたって必要となる資料を収集し、整理する。(章 1 節)

調査対象箇所の抽出

高さ 5m 以上の急傾斜地を抽出する。調査対象範囲は、現況の土地利用状況や開発計画などの社会条件を考慮して選定する。抽出作業は縮尺 1/2,500 数値地図を用いることを基本とする。また、予想される災害形態についても把握する。(章 2 節)

区域設定のための調査

で抽出した調査対象箇所において、主に区域設定のための調査を実施する。調査対象箇所の概略の地形状況や、より詳細な調査として地形、地質及び対策施設に関する現地確認を実施する。(章 3~5 節)

危害のおそれのある土地などの設定

「危害のおそれのある土地」及び「著しい危害のおそれのある土地」の範囲を机上調査及び現地確認により設定する。(章 6 節)

危害のおそれのある土地などの調査

で設定した当該区域内の人家戸数や公共施設などの実態調査を、机上調査及び現地確認により行う。(章 7 節)

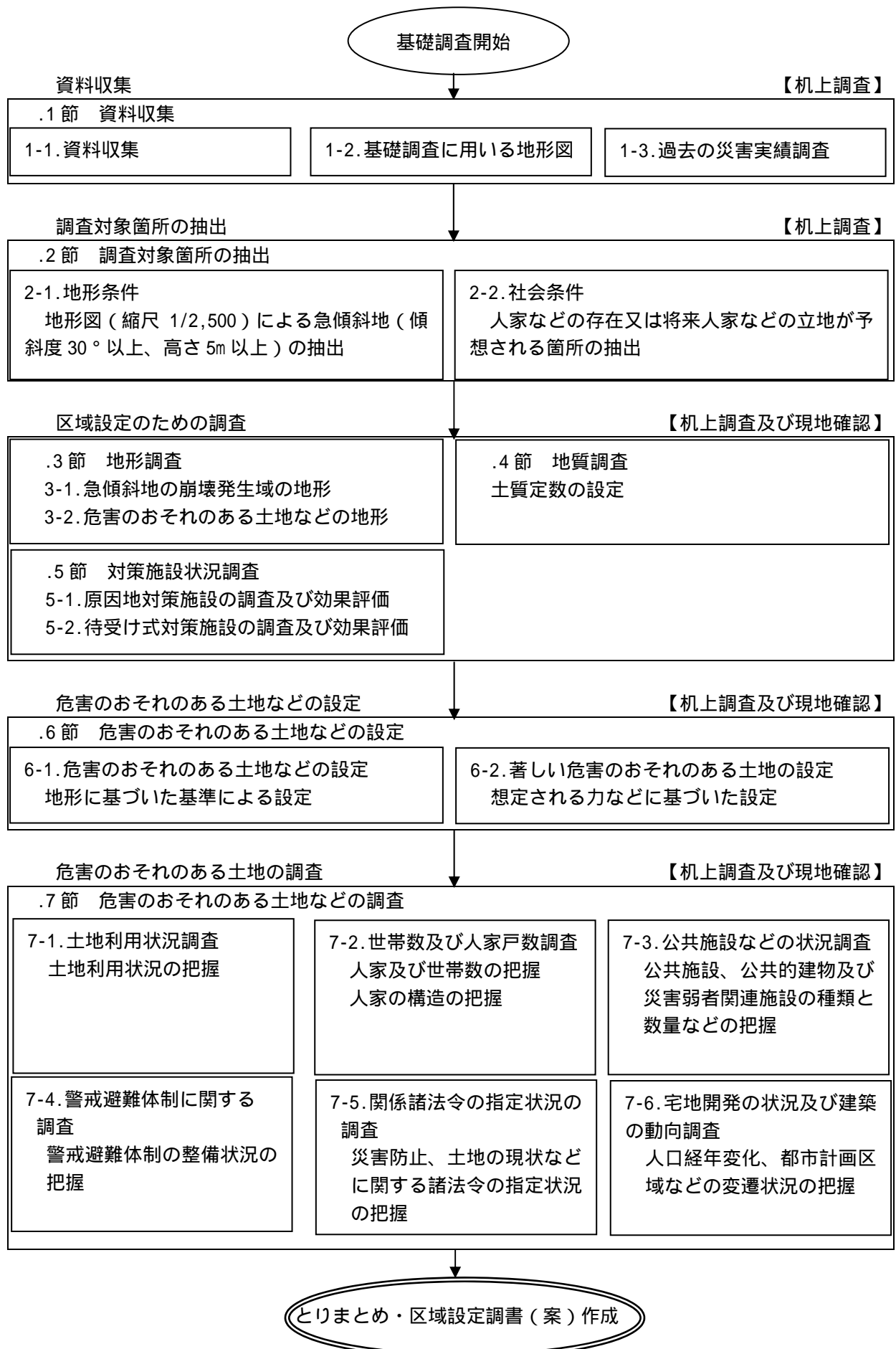


図 .1-1 基礎調査実施フロー